

## 第10節 推進体制(計画の進行管理)

本計画の計画期間においては、廃棄物処理法に基づき、年度ごとのごみ処理量等の数値を定めたごみ処理実施計画を作成し、計画的で着実な事業の推進を図ります。

また、本計画を着実に推進していくため、各施策は第5節3のスケジュールのとおり実施することとし、実施状況について、第7節の指標を用いて毎年度進捗及び成果の評価を行うこととします。当該評価内容を鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に報告し、目標達成に向けて必要な取組の見直しなどの助言を受けます。

なお、本計画は、計画期間を令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間としていますが、ごみ処理状況や社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や審議会の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

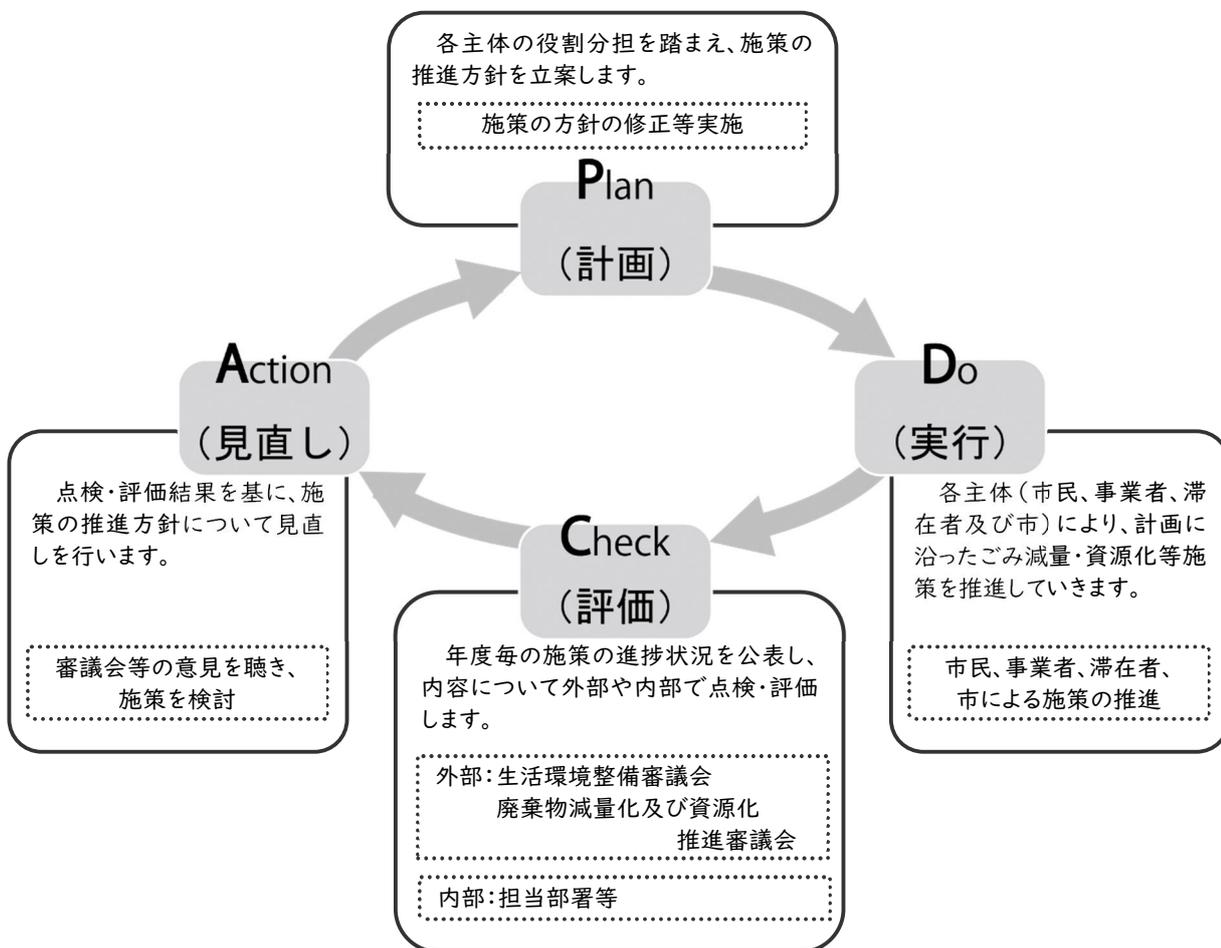


図2-13 計画の進行管理(PDCAサイクル)